

○十和田市民文化センター条例

平成17年 1 月 1 日

条例第103号

改正 平成18年 6 月22日 条例第27号
平成19年12月28日 条例第61号
平成24年 9 月26日 条例第26号
平成25年 9 月30日 条例第29号
平成25年12月17日 条例第46号
平成31年 3 月20日 条例第20号
令和 2 年11月27日 条例第29号
令和 3 年12月15日 条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、十和田市民文化センター（以下「文化センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民に音楽、演劇、美術等芸術及び芸能文化の創造、発表及び鑑賞の機会を提供し、市民文化及び圏域文化の振興を図るため、文化センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
十和田市民文化センター	十和田市西三番町2番1号

(使用の許可)

第4条 文化センターを使用しようとする者は、あらかじめ十和田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に使用の申請をし、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、文化センターの管理上必

要な条件を付することができる。

(平19条例61・一部改正)

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたととき。
- (2) 文化センターの施設、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたととき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたととき。
- (4) 文化センターの管理上支障があると認めたととき。
- (5) その他文化センターの運営上不相当と認めたととき。

(平19条例61・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 使用の許可の目的以外に使用したとき。
- (2) 第4条第2項の条件を履行しないとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当すると認めたととき。
- (4) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、前項の場合において生じた損害に対して、賠償の責めを負わない。

(平19条例61・一部改正)

(使用の許可事項の変更等)

第7条 文化センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可事項の変更又は使用の許可の取消しを受けようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(平19条例61・一部改正)

(使用の期間)

第8条 文化センターの使用の期間は、同一の利用者につき引き続き5日を超えることができない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(平19条例61・一部改正)

(特別の設備等)

第9条 利用者は、文化センターの使用に当たって特別な設備を設け、又は特殊な物品を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) 文化センターの施設、附属設備若しくは器具類を損傷し、若しくは汚損するおそれのある行為をしないこと又はさせないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、若しくは火気を使用しないこと又はさせないこと。
- (4) あらかじめ教育委員会の承認を受けたもののほか、文化センターにおいて物品の販売若しくは募金等の行為をしないこと又はさせないこと。
- (5) 文化センターの使用について職員の指示に従うこと。

(入場者の制限)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、文化センターへの入場を拒否し、若しくは退場させ、又はこれを利用者に命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物を携行する者

- (2) 秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為をし、又はそのおそれがある者

(平19条例61・一部改正)

(使用料)

第13条 文化センターの使用料は、別表に定める額とする。

- 2 使用者は、使用の許可と同時に前項に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平18条例27・平19条例61・平25条例29・平25条例46・一部改正)

(使用料の減免)

第14条 市長は、公益上又は市民文化若しくは圏域文化の振興上特に必要があると認めたときは、前条第1項に規定する使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(平18条例27・平25条例29・一部改正)

(使用料の還付)

第15条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第16条 使用者は、文化センターの使用が終わったとき又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会が使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(平25条例29・一部改正)

(損害賠償)

第17条 文化センターの施設、附属設備若しくは器具類を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従ってこれを回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第18条 教育委員会は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に文化センターの管理を行わせることができる。

(平18条例27・追加)

(指定管理者の管理の基準及び業務の範囲)

第19条 前条の規定により指定管理者に文化センターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うとともに、法令、条例、教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従い、文化センターの管理を行わなければならない。

- (1) 文化センターの使用の許可に関する業務
- (2) 文化センターの施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(平18条例27・追加)

(指定管理者に管理を行わせた場合の利用料金の納付等)

第20条 第18条の規定により指定管理者に文化センターの管理を行わせることとした場合は、使用者は、第13条の規定にかかわらず、その使用に係る料金を利用料金として当該指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。利用料金の額を変更する場合も、同様とする。

3 第1項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

(平18条例27・追加、平25条例29・平25条例46・一部改正)

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平18条例27・旧第18条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の十和田市民文化センター条例(昭和60年十和田市条例第29号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和3年4月から令和5年3月までの間における利用料金に関する特例)

- 3 第20条の規定は、令和3年4月から令和5年3月までの間は、適用しない。

(令2条例29・追加、令3条例38・一部改正)

附 則 (平成18年条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(十和田市駐車場条例の一部改正)

- 2 十和田市駐車場条例(平成17年十和田市条例第87号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成19年条例第61号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の十和田市民文化センター条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1に規定する創作室の使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成25年条例第29号）抄

改正 令和2年11月27日条例第29号

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（十和田市民文化センター条例の一部改正に伴う経過措置）

7 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の十和田市民文化センター条例の規定によりなされた申請、許可その他の行為（展覧展示ホール、邦舞邦楽練習場、練習室1、練習室2、練習室3、茶室、創作室及び駐車場の使用に係るものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（令2条例29・旧第6項繰下）

附 則（平成25年条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に使用の許可の申請がされている同日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第20号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（十和田市行政財産使用料徴収条例等の一部改正に伴う経過措置）

第3条 施行日前に申請をした施行日以後の使用等に係る使用料等は、施行日前においても、次に掲げる規定の例によりそれぞれ徴収する。ただし、平成31年6月30日までに使用等（平成32年3月31日までの使用等に限る。）の申請をしたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

（1） 第1条の規定による改正後の十和田市行政財産使用料徴収条例第2条第2項

- (2) 第2条の規定による十和田市法定外公共物管理条例別表
- (3) 第17条の規定による改正後の十和田市産業振興施設条例別表
- (4) 第19条の規定による改正後の十和田市奥入瀬湧水館条例別表
- (5) 第20条の規定による改正後の十和田市奥入瀬ろまんパーク条例別表第1及び別表第2
- (6) 第21条の規定による改正後の十和田市十和田湖温泉スキー場条例別表
- (7) 第24条の規定による改正後の十和田市馬事公苑条例別表第1から別表第3まで
- (8) 第25条の規定による改正後の十和田市現代美術館条例別表第1及び別表第2
- (9) 第26条の規定による改正後の十和田市観光物産交流施設条例別表
- (10) 第27条の規定による改正後の十和田市十和田湖観光交流センター条例別表
- (11) 第29条の規定による改正後の十和田市都市公園条例第9条第2項
- (12) 第30条の規定による改正後の十和田市道路占用料徴収条例第3条及び別表
- (13) 第31条の規定による改正後の十和田市準用河川管理条例第9条第2項
- (14) 第37条の規定による改正後の十和田市学習等供用施設条例別表
- (15) 第38条の規定による改正後の十和田市民文化センター条例別表

附 則（令和2年条例第29号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第13条、第20条関係）

（平18条例27・旧別表・一部改正、平19条例61・平24条例26・一部改正、平25条例29・旧別表第1・一部改正、平25条例46・平31条例20・一部改正）

（単位：円）

区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
大ホール	平日	16,500	27,500	33,000	71,500
	土曜日・休日	22,000	33,000	38,500	88,000
楽屋 1		550	1,100	1,650	3,300
楽屋 2		550	1,100	1,650	3,300
楽屋 3		550	1,100	1,650	3,300
楽屋 4		550	1,100	1,650	3,300
大ホールホワイエ		550	1,100	1,650	3,300
附属設備及び備品類		市長が別に定める額			

備考

- この表において「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 入場料を徴収する場合は、使用料（第13条第1項に規定する使用料をいう。以下同じ。）に下記による割合を乗じて得た額とする。

入場料の額（1人につき）	割合
1,000円以下の場合	100分の130
1,000円を超え2,000円以下の場合	100分の150
2,000円を超え3,000円以下の場合	100分の180
3,000円を超える場合	100分の200

- この表において「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
- あらかじめ許可された使用の時間を超える使用は、管理上支障がない場合に限り1時間を限度として認めるものとし、この場合の使用料は、許可を受けた区分の使用料及び冷房又は暖房の使用料並びに附属設備及び備品類

- の使用料の額の合計額に100分の30を乗じて得た額とする。
- 5 大ホールを準備又は練習のみに使用する場合は、入場料を徴収する場合にあっては使用料と同額、入場料を徴収しない場合にあっては使用料に100分の30を乗じて得た額とする。
 - 6 商品の宣伝及び展示即売等営利を目的として使用する場合は、その他これに類する目的で使用する場合は、使用の許可を受けた区分の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
 - 7 冷房期間（7月1日から9月30日まで）又は暖房期間（11月1日から翌年の3月31日まで）に使用する場合は、使用の許可を受けた区分の使用料に当該使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。冷房期間又は暖房期間以外の期間において、使用者の申請により冷房又は暖房を運転したときも、同様とする。
 - 8 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用の時間に含むものとする。
 - 9 附属設備及び備品類の使用料は、午前、午後又は夜間をもって、それぞれ1回とし、1附属設備又は1備品類につき11,000円以内で規則で定める額とする。ただし、準備又は練習のみに使用する場合は、規則で定める額に100分の30を乗じて得た額とする。
 - 10 4、5、7及び9の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
 - 11 附属設備及び備品類以外の電気器具を使用したときは、電気料を徴収する。